



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷兼発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付償還等業務の委託	こども家庭局子育て支援課	1
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(県営土地改良事業八多地区第3工区)	建設局道路管理課	2
告示	道路法による道路の廃止(県営土地改良事業八多地区第3工区の従前路線)	建設局道路管理課	4
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県営土地改良事業八多地区第3工区)	建設局道路管理課	5
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 生田北100号線)	建設局道路管理課	6
告示	神戸市公印規則により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称等	行財政局総務課	7
告示	神戸市公印規則により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法の件(令和2年10月告示第462号)及び(令和5年1月告示第596号)の一部改正	行財政局総務課	8
告示	令和6年第1回定例市会で議決された令和6年度神戸市一般会計補正予算	行財政局財務課	10
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(神付自治会ほか)	地域協働局地域活性課	12
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	15
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	16
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	17
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	18
告示	神戸高齢者総合ケアセンター駐車場管理委託業務における駐車料金の徴収事務の委託	福祉局高齢福祉課	19
告示	令和6年度神戸市国民健康保険基礎賦課額の保険料率	福祉局国保年金医療課	20
告示	令和6年度神戸市国民健康保険後期高齢者支援金等賦課額の保険料率	福祉局国保年金医療課	21
告示	令和6年度神戸市国民健康保険介護納付金賦課額の保険料率	福祉局国保年金医療課	22
公告	総合評価落札方式一般競争入札による契約の締結(神戸市後期高齢者医療システム再構築業務)	福祉局国保年金医療課	23
公告	建築基準法による建築協定の認可及び建築協定書の縦覧(パナホームシティ西神南Ⅰ・Ⅱ建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	24
公告	北区甲栄台1丁目ほか	都市局都市計画課	25
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局配水課	27
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局配水課	28

種類	件名	所管部署	ページ
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局配水課	29

神戸市告示第 139 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付の償還等業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する（令和6年4月1日施行の「地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）」の経過措置を適用するため旧政令にて記載）。

令和6年5月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 受託者

大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪タワーB16階
パーソルテンプスタッフ株式会社 第二BPO事業本部
代表者 本部長 藤原 理絵

2. 委託年月日

令和5年12月5日

神戸市告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和6年6月5日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年6月18日まで一般の縦覧に供する。

令和6年6月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	附物10号線	神戸市北区八多町附物字番匠屋1697番地先から 神戸市北区八多町附物字匠屋1698番地先まで	66.90	最大 6.30 最小 4.00
	附物12号線	神戸市北区八多町附物字モミノ木1736番地先から 神戸市北区八多町附物字奥谷下1724番地先まで	320.50	最大 12.20 最小 4.40
	附物13号線	神戸市北区八多町附物字奥谷下1721番地先から 神戸市北区八多町附物字モミノ木449番地先まで	214.10	最大 11.40 最小 5.50
	附物14号線	神戸市北区八多町附物字岡1771番地先から 神戸市北区八多町附物字岡898番地先まで	101.50	最大 11.30 最小 4.60
	附物15号線	神戸市北区八多町附物字岡891番1地先から 神戸市北区八多町附物字下俣垣1782番地先まで	83.70	最大 4.90 最小 4.40
	附物16号線	神戸市北区八多町附物字神主田1805地先から 神戸市北区八多町附物字神主田1809番地先まで	47.80	最大 11.20 最小 4.50
	附物17号線	神戸市北区八多町附物字深山口1873番1地先から 神戸市北区八多町附物字中尾1098番4地先まで	73.40	最大 11.60 最小 6.00

附物19号線	神戸市北区八多町附物字上元田 2059番地先から 神戸市北区八多町附物字上社垣 2065番地先まで	113.70	最大 6.00 最小 4.00
附物20号線	神戸市北区八多町附物字六地藏 1910番地先から 神戸市北区八多町附物字六地藏 1132番地先まで	170.10	最大 10.40 最小 4.00
附物21号線	神戸市北区八多町附物字皿池下 1755番地先から 神戸市北区八多町附物字五ノ谷 202番地先まで	205.20	最大 10.00 最小 4.50
附物22号線	神戸市北区八多町附物字ガサガサ 1985番地先から 神戸市北区八多町附物字ガサガサ 1973番地先まで	28.70	最大 10.40 最小 5.40
附物23号線	神戸市北区八多町附物字塩屋ヶ谷 下2053番地先から 神戸市北区八多町附物字安土ヶ谷 2041番地先まで	276.60	最大 18.80 最小 4.60
八多深谷15号線	神戸市北区八多町深谷字中才1972 番地先から 神戸市北区八多町深谷字下西谷 1956番地先まで	327.00	最大 15.80 最小 4.70
八多深谷16号線	神戸市北区八多町深谷字中湯ノ谷 2004番地先から 神戸市北区八多町深谷字南山1018 番地先まで	79.60	最大 11.70 最小 4.90

令和6年6月4日 神戸市公報第3862号

神戸市告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定により、市道路線を次のように廃止する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和6年6月4日

神戸市長 久元喜造

廃止する市道路線

県営土地改良事業八多地区第3工区内の従前の市道路線。

神戸市告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年6月5日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年6月18日まで一般の縦覧に供する。

令和6年6月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	附物柳谷線	神戸市北区八多町附物字岡 1768番地先から 神戸市北区八多町附物字岡 1770番地先まで	新	10.54	最大 9.10 最小 5.10
			旧	10.54	最大 5.10 最小 3.90

神戸市告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年6月5日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年6月18日まで一般の縦覧に供する。

令和6年6月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	生田北100号線	神戸市中央区下山手通2丁目5番6地先から	新	19.90	3.60
		神戸市中央区下山手通2丁目5番6地先まで	旧	19.90	3.00

神戸市告示第145号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第9条第1項の規定により電子印を使用することができる文書の名称，電子計算機に記録する公印の名称，様式及び書体並びに印影等の寸法を，同条第2項の規定により，次のとおり告示する。

令和6年6月4日

神戸市長 久元喜造

文書名	電子計算機に記録する公印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名称	様式	書体	
登録者証（指定難病）	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15

神戸市告示第146号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第9条第1項の規定により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法の件、（令和2年10月告示第462号）及び（令和5年1月告示第596号）の一部を次のように改正する。

令和6年6月4日

神戸市長 久元喜造

「

文 書 名	電子計算機に記録する公印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書 体	
養育医療券	行政機関 の長の印	62	隸書	方24
特定医療費（指定難病）受給者証	行政機関 の長の印	62	隸書	方15
特定医療費（指定難病）支給認定 通知書	行政機関 の長の印	62	隸書	方20
特定医療費（指定難病）支給不認 定 通知書	行政機関 の長の印	62	隸書	方20
特定医療費（指定難病）人工呼吸 器 認定区分不認定通知書	行政機関 の長の印	62	隸書	方20
特定医療費（指定難病）償還払い 決定通知書	行政機関 の長の印	62	隸書	方20
特定医療費（指定難病）償還払い について	行政機関 の長の印	62	隸書	方20
難病の患者に対する医療等に関 する法律第14条第1項の規定に よる指定医療機関の指定につい て	行政機関 の長の印	62	隸書	方20
難病の患者に対する医療等に関 する法律第15条第1項の規定に よる指定医療機関の更新につい て	行政機関 の長の印	62	隸書	方20
難病の患者に対する医療等に関 する法律第14条第1項の規定に よる指定医療機関の指定につい て（却下）	行政機関 の長の印	62	隸書	方20
難病の患者に対する医療等に関 する法律第15条第1項の規定に よる指定医療機関の更新につい て（却下）	行政機関 の長の印	62	隸書	方20
指定通知書	行政機関 の長の印	62	隸書	方20
指定通知書（更新）	行政機関 の長の印	62	隸書	方20

」

を
「

文 書 名	電子計算機に記録する公印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書 体	
養育医療券	行政機関 の長の印	62の2	隸書	方 24
特定医療費（指定難病）受給者証	行政機関 の長の印	62の2	隸書	方 15
特定医療費（指定難病）支給認定 通知書	行政機関 の長の印	62の2	隸書	方 20
特定医療費（指定難病）支給不認 定 通知書	行政機関 の長の印	62の2	隸書	方 20
特定医療費（指定難病）人工呼吸 器 認定区分不認定通知書	行政機関 の長の印	62の2	隸書	方 20
特定医療費（指定難病）償還払い 決定通知書	行政機関 の長の印	62の2	隸書	方 20
特定医療費（指定難病）償還払い について	行政機関 の長の印	62の2	隸書	方 20
難病の患者に対する医療等に関 する法律第14条第1項の規定に よる指定医療機関の指定につい て	行政機関 の長の印	62の2	隸書	方 20
難病の患者に対する医療等に関 する法律第15条第1項の規定に よる指定医療機関の更新につい て	行政機関 の長の印	62の2	隸書	方 20
難病の患者に対する医療等に関 する法律第14条第1項の規定に よる指定医療機関の指定につい て（却下）	行政機関 の長の印	62の2	隸書	方 20
難病の患者に対する医療等に関 する法律第15条第1項の規定に よる指定医療機関の更新につい て（却下）	行政機関 の長の印	62の2	隸書	方 20
指定通知書	行政機関 の長の印	62の2	隸書	方 20
指定通知書（更新）	行政機関 の長の印	62の2	隸書	方 20

」

に改める。

神戸市告示第147号

令和6年第1回定例会市会で令和6年5月27日議決された令和6年度神戸市一般会計補正予算は、次のとおりである。

令和6年6月4日

神戸市長 久 元 喜 造

令和6年度神戸市一般会計補正予算

令和6年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳出予算補正

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 農 政 費		4,356,475	203,057	4,559,532
	2 農政総務費	1,688,038	203,057	1,891,095
16 予 備 費		1,200,000	△203,057	996,943
	1 予 備 費	1,200,000	△203,057	996,943
歳 出 合 計		905,693,509	-	905,693,509

第 2 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新北区文化センター等建築工事 指 定 管 理 (和 光 園)	令和6～7年度	2,421,000	令和6～9年度	3,735,000
旧 農 業 公 園 再 整 備	-	-	令和6～11年度	1,872,000
神 戸 市 道 路 公 社 有 料 道 路 事 業	-	-	令和6～7年度	372,000
鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業	-	-	令和6～25年度	19,614,000
	-	-	令和6～7年度	510,000

神戸市告示第148号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、神付自治会、白川自治会、サンランド自治会、二ツ屋自治会、中大沢自治会、神明ハイツ自治会、舞多聞西1丁目北自治会、南陽台自治会、小東山手自治会、上須磨自治会、舞子汐見台自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年6月4日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	神付自治会	白川自治会	サンランド自治会
主たる事務所	神戸市北区大沢町神付486番地の1	神戸市須磨区白川字宮ノ西373番地	神戸市西区北山台3丁目3番10号
代表者の氏名	向井 和三	溝淵 剛弘	西 久年
代表者の住所	神戸市北区大沢町神付486番地の1	神戸市須磨区白川字上側地130番地の1	神戸市西区北山台3丁目20番12号

名称	二ツ屋自治会	中大沢自治会	神明ハイツ自治会
主たる事務所	神戸市西区二ツ屋1丁目9番1号	神戸市北区大沢町中大沢611番地	神戸市西区玉津町新方字大東69番地の15
代表者の氏名	前田 利和	中西 互	末松 秀文
代表者の住所	神戸市西区二ツ屋1丁目17番20号	神戸市北区大沢町中大沢974番地	神戸市西区伊川谷町潤和1811番地の6

名称	舞多聞西1丁目北自治会	南陽台自治会	小東山手自治会
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞西1丁目24番7号	神戸市西区天王山7番地の9	神戸市垂水区小東山手1丁目27番9号
代表者の氏名	勝 庸一	海下 正晴	森 和人
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞西1丁目24番7号	神戸市西区北別府5丁目36番地の4	神戸市垂水区小東山手1丁目27番9号

名称	上須磨自治会	舞子汐見台自治会
主たる事務所	神戸市須磨区緑が丘1丁目1番11号	神戸市垂水区舞子坂2丁目4番37号
代表者の氏名	小堀 淳子	鷺尾 剛治
代表者の住所	神戸市須磨区緑が丘1丁目17番16号	神戸市垂水区舞子坂2丁目4番37号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 神付自治会 令和6年1月8日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区大沢町神付281番地	神戸市北区大沢町神付486番地の1
代表者の氏名	大谷 一弘	向井 和三
代表者の住所	神戸市北区大沢町神付281番地	神戸市北区大沢町神付486番地の1

(2) 白川自治会 令和6年3月10日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	古東 良教	溝淵 剛弘
代表者の住所	神戸市須磨区白川字下側地98番地	神戸市須磨区白川字上側地130番地の1

(3) サンランド自治会 令和6年3月31日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	栗山 康秀	西 久年
代表者の住所	神戸市西区北山台3丁目18番16号	神戸市西区北山台3丁目20番12号

(4) ニツ屋自治会 令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	北井 英明	前田 利和
代表者の住所	神戸市西区ニツ屋1丁目19番23号	神戸市西区ニツ屋1丁目17番20号

(5) 中大沢自治会 令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	坂井 正和	中西 互
代表者の住所	神戸市北区大沢町中大沢1062番地	神戸市北区大沢町中大沢974番地

(6) 神明ハイツ自治会 令和5年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	萩岡 恭子	黒田 保介
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町潤和1803番地の27	神戸市西区伊川谷町潤和1803番地の7

令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	黒田 保介	末松 秀文
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町潤和1803番地の7	神戸市西区伊川谷町潤和1811番地の6

(7) 舞多聞西1丁目北自治会 令和6年4月14日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞西1丁目17番3号	神戸市垂水区舞多聞西1丁目24番7号
代表者の氏名	豊吉 晃	勝 庸一
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞西1丁目17番3号	神戸市垂水区舞多聞西1丁目24番7号

(8) 南陽台自治会 令和6年4月21日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	佐藤 正豪	海下 正晴
代表者の住所	神戸市西区天王山22番地の6	神戸市西区北別府5丁目36番地の4

(9) 小東山手自治会 令和6年4月21日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区小東山手1丁目5番1号	神戸市垂水区小東山手1丁目27番9号
代表者の氏名	岡本 順子	森 和人
代表者の住所	神戸市垂水区小東山手1丁目5番1号	神戸市垂水区小東山手1丁目27番9号

(10) 上須磨自治会 令和6年4月21日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	三好 政一	小堀 淳子
代表者の住所	神戸市須磨区緑が丘1丁目4番18号	神戸市須磨区緑が丘1丁目17番16号

(11) 舞子汐見台自治会 令和6年4月21日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区舞子坂1丁目5番39号	神戸市垂水区舞子坂2丁目4番37号
代表者の氏名	芝本 和彦	鷺尾 剛治
代表者の住所	神戸市垂水区舞子坂1丁目5番39号	神戸市垂水区舞子坂2丁目4番37号

令和6年6月4日 神戸市公報第3862号

神戸市告示第149号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年6月4日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
繁田歯科口腔外科クリニック	神戸市兵庫区上沢通7丁目1番4号	令和6年4月30日

令和6年6月4日 神戸市公報第3862号

神戸市告示第150号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年6月4日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションゆめみよ	神戸市灘区森後町3丁目5番21号	令和6年5月2日

神戸市告示第151号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年6月4日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
ことばの道居宅介護支援事業所	(新)神戸市須磨区高倉台6丁目19番1号 (旧)神戸市須磨区北落合2丁目8番12号	一般社団法人ことばの道	神戸市須磨区南落合1丁目17番24号	令和3年4月1日	居宅介護支援（ケアプラン作成）
あいのわ訪問看護ステーション	(新)神戸市西区糺台5丁目6番3号 (旧)神戸市西区高塚台3丁目2番4号	株式会社JIN	神戸市西区竹の台4丁目3番1号	令和6年2月1日	訪問看護 介護予防訪問看護

神戸市告示第152号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年6月4日

神戸市長 久元喜造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
井手 久貴（ゆう鍼灸整骨院）	井手 久貴	神戸市須磨区白川台1丁目4番3号	令和6年5月1日
藤田 博也（ハピネス治療院）	藤田 博也	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和6年5月1日
倉橋 桃子（ハピネス訪問鍼灸マッサージ 灘院）	倉橋 桃子	神戸市灘区王子町1丁目1番3号	令和6年5月10日

2. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
井手 久貴（ゆう鍼灸整骨院）	井手 久貴	神戸市須磨区白川台1丁目4番3号	令和6年5月1日

神戸市告示第153号

地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第158条第1項の規定により、神戸高齢者総合ケアセンター駐車場の駐車料金徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年6月4日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市東灘区青木1丁目2番1号

ポート産業株式会社

代表者 ポート産業株式会社

代表取締役 長谷 一俊

2 委託年月日

令和6年4月1日

神戸市告示第121号

令和6年度の神戸市の国民健康保険について、神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）第15条第1項及び第2項の規定により基礎賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年5月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1 所得割に係る基礎賦課額の保険料率

令和6年度の基礎控除後の総所得金額等の額に対し 8.40%

2 被保険者均等割に係る基礎賦課額の保険料率

被保険者1人当たり 34,240円

3 世帯別平等割に係る基礎賦課額の保険料率

1世帯当たり 22,540円

神戸市告示第122号

令和6年度の神戸市の国民健康保険について、神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号。以下「条例」という。）第15条の10第1項及び同条第2項において準用する条例第15条第2項の規定により後期高齢者支援金等賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、条例第15条の10第2項において準用する条例第15条第3項の規定により告示する。

令和6年5月24日

神戸市長 久元喜造

- 1 所得割に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
令和6年度の基礎控除後の総所得金額等の額に対し 3.20%
- 2 被保険者均等割に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
被保険者1人当たり 12,970円
- 3 世帯平等割に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
1世帯当たり 8,530円

神戸市告示第123号

令和6年度の神戸市の国民健康保険について、神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号。以下「条例」という。）第15条の19第1項及び同条第2項において準用する条例第15条第2項の規定により介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、条例第15条の19第2項において準用する条例第15条第3項の規定により告示する。

令和6年5月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1 所得割に係る介護納付金賦課額の保険料率

介護納付金賦課被保険者に係る令和6年度の基礎控除後の総所得金額等の額に対し 3.47%

2 被保険者均等割に係る介護納付金賦課額の保険料率

介護納付金賦課被保険者1人当たり 14,490円

3 世帯別平等割に係る介護納付金賦課額の保険料率

1世帯当たり 7,130円

神戸市公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公告します。

令和6年5月21日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 落札に係る物品等（特定役務）の名称
神戸市後期高齢者医療システム再構築業務
- 2 数量
一式
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市福祉局国保年金医療課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 落札者を決定した日
令和6年4月30日
- 5 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社
神戸支社長 中田 洋介
神戸市中央区東町126
- 6 落札金額
1,818,000,000円（税抜）
- 7 契約の相手方を決定した手続
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（総合評価一般競争入札）により落札者を決定しました。
- 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日
令和6年2月17日

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和6年5月24日

神戸市長 久元 喜造

- 1 建築協定の名称
パナホームシティ西神南Ⅰ・Ⅱ建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市西区井吹台北町1丁目1番2 他

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年6月4日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区甲栄台1丁目18番1の一部、18番5、18番78、18番79、18番80、18番81、18番86、甲栄台2丁目3番97、3番99、3番100、3番101、3番102、3番115、3番116、3番117、14番30、14番30地先道路、14番106、14番107、14番108、14番109、甲栄台3丁目1番1の一部、1番2、1番3、1番4、1番5、3番64、3番64地先道路、3番103、12番2、12番3、12番14、12番15、14番107、緑町7丁目18番48、18番51、18番52の一部、山田町小部字ハシ折山18番6、24番の一部、山田町小部字出坂山14番110の一部の内8工区

開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝2丁目32番1号

株式会社長谷工コーポレーション

代表取締役 池上 一夫

大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号

パナソニック ホームズ株式会社

代表取締役 井上 二郎

大阪市北区大淀中1丁目1番88号

積水ハウス株式会社

代表取締役 仲井 嘉浩

（代理人）

兵庫県明石市大明石町2丁目1番32号

積水ハウス株式会社 神戸支店

支店長 原口 貴彦

許可番号

令和2年11月10日 第7074号

（変更許可 令和3年12月8日 第1470号）

（変更許可 令和4年8月16日 第1491号）

（変更許可 令和4年11月8日 第1499号）

（変更許可 令和5年7月19日 第1508号）

（変更許可 令和5年10月13日 第1513号）

- 2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区森友5丁目46番、50番、51番、52番、53番2、54番4
開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県明石市花園町2番地の2
株式会社三建
代表取締役 渡辺 喜夫
許可番号
令和5年9月27日 第8145号
- 3 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市東灘区御影郡家2丁目307番1
開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府大阪市北区大淀中1丁目1番30号
積水ハウス不動産関西株式会社
代表取締役 伊藤 一徳
許可番号
令和5年10月24日 第8149号
(変更許可 令和6年3月27日 第2109号)
- 4 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市灘区水道筋6丁目3番20の一部、3番21の一部、3番22の一部、3番23
開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都中央区京橋1丁目6番1号
株式会社アンビスホールディングス
代表取締役 柴原 慶一
許可番号
令和6年3月1日 第8170号
- 5 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区狩口台7丁目185番5
開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市西区北別府3丁目7番地の7
株式会社藤居住建
代表取締役 藤居 彰
許可番号
令和5年9月7日 第8143号
(変更許可 令和6年3月15日 第2107号)

神戸市水道告示第9号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年6月4日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
71140	シンコー電気	神戸市中央区東雲通 5丁目2-2	藤田 正典	令和6年5月30日

神戸市水道告示第10号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年6月4日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
71117	ケイ・エフ・エス	神戸市西区伊川谷町 有瀬 1134-8	黒田 昭洋	令和6年5月30日

神戸市水道告示第11号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年6月4日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42404	有限会社広村組	神戸市長田区四番町 1丁目11番地の13	広村 龍浩	令和6年5月31日
42405	大東設備工業 株式会社	奈良県奈良市紀寺町 807番地の3	大東 浩之	令和6年5月31日
42406	株式会社 フレット	西宮市二見町2番23号	町田 朝洋	令和6年5月31日
42407	株式会社 D-T i e c o	岐阜県岐阜市吉野町 6丁目14番地	泉井 逸朗	令和6年5月31日
71140	シンコー電気	神戸市中央区東雲通 5丁目2-2	藤田 晃弘	令和6年5月31日
42408	株式会社 ビーウォータアー	神戸市垂水区舞子坂 3丁目17-5 B-102	木村 裕樹	令和6年5月31日